

一般事業主行動計画公表サイト

企業データ詳細

一般事業主行動計画公表サイトトップ > 企業データ詳細

掲載日：2020年06月24日 更新日：2023年07月07日

企業名	株式会社愛知銀行	
認定		
法人番号	8180001036373	
代表者	取締役頭取 伊藤 行記	
業種	金融業、保険業	
企業規模	2,074人	
企業規模詳細	男性：1106人 女性：937人（2023年3月末現在）	
所在地	愛知県 名古屋市中区栄 3－1 4－1 2	
電話	052-251-3211	
主たる事業		
企業サイトURL（自社の両立支援に関するページ等）		
くるみん認定	2016年認定	
くるみんプラス認定		
トライくるみん認定		
トライくるみんプラス認定		
男性の育児休業取得率等		
女性の育児休業取得率		
育児休業等の取得の状況に関する備考		
くるみんマーク・プラチなくるみんマーク等活用事例	・ディスクロージャー誌等への掲載 ・育児関連制度関連の社内報への掲載 ・採用活動プレゼンテーションへの掲載	

厚生労働省及び都道府県労働局からの均等・ 両立推進企業表彰またはファミリー・フレン ドリー企業表彰の受賞の有無	
イクメン企業アワード	
えるぼし認定	認定段階 2
プラチナえるぼし認定	
一般事業主行動計画の内容	計画期間：2020年4月1日～2023年3月31日
	PDF参照
一般事業主行動計画	一般事業主行動計画のPDF 
我が社の両立支援の取組（現在実施中又は実 施していた取組・実績、育児休業平均取得期 間など） ＜育児関係＞	・法を上回る制度を整備 育児短時間勤務：小学校3年生修了まで 出生時育児休業：10営業日まで保存有休休暇充当可 看護休暇：時間単位（中抜け可） ・産休前 プレママ支援セミナーの実施 ・育休中 職場復帰支援セミナーの実施 ・育休復帰時 職場復帰時研修の実施
我が社の両立支援の取組（現在実施中又は実 施していた取組・実績など） ＜介護関係＞	・介護休業制度、短時間勤務制度等利用実績あり ・介護休暇：時間単位（中抜け可）

「女性の活躍推進企業データベース」での公表ページはこちら

次世代育成支援対策の実施状況（プラチナくるみん認定企業）

プラチナくるみん認定年	2020年認定
プラチナくるみんプラス認定	
公表年月日	2023 年 7 月 4 日
公表事業年度（※1）	2023 年 4 月 1 日 ～ 2024 年 3 月 31 日
公表前事業年度（※2）	2022 年 4 月 1 日 ～ 2023 年 3 月 31 日
公表前々事業年度（※3）	2021 年 4 月 1 日 ～ 2022 年 3 月 31 日
公表前事業年度において育児休業等（※4） をした男性労働者数	17人
公表前事業年度において配偶者が出産した男 性労働者数に対する、公表前事業年度におい て育児休業等をした男性労働者数の割合	65%
公表前事業年度において、配偶者が出産した 男性労働者数に対する、公表前事業年度にお いて育児休業等をした男性労働者数及び育児 目的休暇制度（※5）を利用した男性労働者	88%

育児目的休暇制度の具体的内容	配偶者の出産に伴う休暇（特別有給休暇3日）
公表前事業年度において出産した女性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等をした女性労働者数の割合	100%
公表前事業年度において、フルタイムの労働者等1人あたりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数	1月：11時間 2月：11時間 3月：14時間 4月：12時間 5月：12時間 6月：13時間 7月：12時間 8月：10時間 9月：12時間 10月：13時間 11月：14時間 12月：13時間
公表前事業年度において、平均した1か月あたりの時間外労働時間が60時間以上である労働者数	0人
所定外労働の制限	小学校3年生修了までの子を育てる職員は、所定外労働の免除を申し出ることができる。
短時間勤務制度	小学校3年生修了までの子を育てる職員は、所定労働時間の短縮を申し出ることができる。
始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	小学校3年生修了までの子を育てる職員は、必要の都度始業・終業時刻変更の適用を受けることができる。
育児に要する経費の援助措置等	福利厚生サービス「ベネフィット・ステーション」にて、育児補助金・病児サポート・ベビーシッター補助チケット・家事代行補助制度・育児用品レンタル等が利用可能。
所定外労働の削減のための措置の内容	・各個人が時間外労働時間の目標を設定し、管理監督者が実績を管理。 ・①定時退行励行週間②定時退行励行月間③毎週水曜日を定時退行日に設定
年次有給休暇の取得の促進のための措置の内容	・「休暇日程計画表」を作成し、制度休暇の計画的な取得を促進。 ・従業員組合と連携し、分会総会等で取得しやすい職場作りと取得促進を図る。
短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の内容	・時差出勤制度の運用条件緩和 ・在宅勤務制度
公表前事業年度の平均年次有給休暇取得率	73%
公表前々事業年度において出産した女性労働者数に対する、公表前事業年度に在職している又は在職していた女性労働者数の割合	100%
育児休業等をし、又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上又はキャリア形成の支援のための取組に係る計画の内容	（1）育児と仕事の両立やキャリア形成を支援するため、育休前の「プレママセミナー」、育休中の「職場復帰支援セミナー」、復帰時の「復帰時研修」を実施 （2）職域拡大のための融資実務トレーニーの実施
内容の実施状況	2022年度の実施状況 （1）プレママセミナー：随時（2022年度は17名） 職場復帰支援セミナー：2023年3月実施 復帰時研修：2022年4月実施 （2）2022年5月、9月実施

【不妊治療と仕事との両立に関する取組の実施状況】

半日単位・時間単位の年次有給休暇付与制度	・半日単位の有給休暇制度：年10回まで
在宅勤務又は情報通信技術を活用した勤務を可能とする制度	・在宅勤務制度
不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事の両立に関する労働者の理	・年4回の直属上司との面談実施を徹底、公私ともに相談しやすい環境づくりを行っている。

解を促進するための取組

- ※1 公表を行う日の属する事業年度（各事業主における会計年度）
- ※2 公表を行う日の属する事業年度の前の事業年度
- ※3 公表を行う日の属する事業年度の前々事業年度
- ※4 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業のほか、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業
- ※5 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者を対象とした企業独自の育児を目的とした休暇制度（例：失効年休の育児目的での使用、配偶者出産休暇等）

検索へ戻る

検索一覧へ戻る

サイトにバナーを貼ろう！ プライバシー・ポリシー セキュリティ・免責・リンクについて

(C)2023 Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.